特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横瀬町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

横瀬町長

公表日

令和8年9月24日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	住民基本台帳法等の規定に則り、 住民の転入・転出・転居・出生・死亡等の異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認
③システムの名称	既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー・ソフトウェア 証明書コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名
住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル 送付先情報ファイル 発行用住民票ファイル　（※2）

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知）・第16条（本人確認の措置）・第17条（個人番号カードの交付等） 2　住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）（令和5年6月1日法律第61号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け）・第6条（住民基本台帳の作成）・第7条（住民票の記載事項）・第8条（住民票の記載等）・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付）・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）・第22条（転入届）・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地　電話：0494-25-0111（代表）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地　電話：0494-25-0115
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会をしている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。アクセス制御手順については、システム部門による許可制を採っており、システム部門で設定を行うフローを確立している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、上記と同様の対策を採っており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要のない情報との紐づけが行われるリスクへの対策	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月25日	③システムの名称	既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム	既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和4年4月1日	①部署	いきいき町民課	町民課	事後	
令和4年4月1日	②所属長の役職名	いきいき町民課長	町民課長	事後	
令和4年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	いきいき町民課　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地　電話:0494-25-0111(代表)	町民課　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地　電話:0494-25-0115	事後	
令和4年4月1日	対象人数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	取扱い者数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	②事務の概要	住民基本台帳法等の規定に則り、 住民の転入・転出・転居・出生・死亡等の異	住民基本台帳法等の規定に則り、 住民の転入・転出・転居・出生・死亡等の異	事後	
令和5年4月1日	2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル	住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル	事後	
令和5年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和5年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供	事後	
令和5年4月1日	対象人数　いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	取扱い者数　いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	取扱い者数　いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	対象人数　いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和7年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年4月1日	取扱い者数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年4月1日	対象人数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	